

新

(別添)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）

第1 (略)

第2 広告規制の対象範囲

1～5 (略)

6 通常、医療に関する広告とは見なされないものの具体例

(1)～(6) (略)

(7) インターネット上のホームページ

インターネット上の病院等のホームページは、当該病院等の情報を得ようとの目的を有する者が、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、従来より情報提供や広報として扱ってきており、引き続き、原則として広告とは見なさないこととする。

また、インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたもの（以下「バナー広告等」という。）などでは、バナーに表示される内容や検索結果として画面上に表示される内容等については、実質的に本指針第2の1に掲げた①～③のいずれの要件も満たす場合には、広告として取り扱うこと。この場合、バナー広告等にリンクしている病院等のホームページについても、バナー広告等と一体的な関係にあることによって一般人が容易に認知できる状態にあることから、本指針第2の1に掲げた③の要件を満たすものであり、更に同1に掲げた①及び②の要件を満たす場合には、広告として取り扱うこと。

第3 広告可能な事項について

1～4 (略)

5 広告可能な事項の具体的な内容

(1) (略)

(2) 法第6条の5第1項第2号関係

「診療科名」については、法第6条の6第1項の規定にあるように、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたものであること。

ア 政令に定められた診療科名

政令に定められた診療科名については、「広告可能な診療科名の改正について」

（平成20年3月31日医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知）で定めるところによること。

旧

(別添)

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）

第1 (略)

第2 広告規制の対象範囲

1～5 (略)

6 通常、医療に関する広告とは見なされないものの具体例

(1)～(6) (略)

(7) インターネット上のホームページ

インターネット上の病院等のホームページは、当該病院等の情報を得ようとの目的を有する者が、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で、閲覧するものであり、従来より情報提供や広報として扱ってきており、引き続き、原則として広告とは見なさないこととする。

また、インターネット上のバナー広告、あるいは検索サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対して費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にした場合などでは、バナーに表示される内容や検索結果として画面上に表示される内容等については、実質的に本指針第2の1に掲げた①～③のいずれの要件も満たす場合には、広告として取り扱うこと。

第3 広告可能な事項について

1～4 (略)

5 広告可能な事項の具体的な内容

(1) (略)

(2) 法第6条の5第1項第2号関係

「診療科名」については、法第6条の6第1項の規定にあるように、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたものであること。

ア 政令に定められた診療科名

政令に定められた診療科名については、「広告可能な診療科名の改正について」

（平成20年3月31日医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知）で定めるところによること。

新

当該通知の具体的な内容は、以下のとおりである。

(i) 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲

- ① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるとともに、
 - ② (a) 身体や臓器の名称
(b) 患者の年齢、性別等の特性
(c) 診療方法の名称
(d) 患者の症状、疾患の名称
- についても、政令第3条の2第1項第1号ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、診療科名として広告することが可能である。
- ③ その他、政令第3条の2第1項第1号ニ(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(※)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(※)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能である。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、診療科名として広告することも可能である。
(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

特に、上記②の組み合わせによる診療科名については、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられる。また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要がある。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を、以下に例示する。

医科		歯科
内科	外科	泌尿器科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科
循環器内科	心臓血管外科	産科
消化器内科	心臓外科	婦人科
心臓内科	消化器外科	眼科
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科
気管食道内科	小児外科	リハビリテーション科

旧

当該通知の具体的な内容は、以下のとおりである。

(i) 医療機関が標榜する診療科名として広告可能な範囲

- ① 「内科」「外科」は、単独で診療科名として広告することが可能であるとともに、
- ② (a) 身体や臓器の名称
(b) 患者の年齢、性別等の特性
(c) 診療方法の名称
(d) 患者の症状、疾患の名称

についても、政令第3条の2第1項ハに規定する事項に限り「内科」「外科」と組み合わせることによって、診療科名として広告することが可能である。

- ③ その他、政令第3条の2第2項ニ(1)に定める診療科名である「精神科」、「アレルギー科」、「リウマチ科」、「小児科」、「皮膚科」、「泌尿器科」、「産婦人科」(※)、「眼科」、「耳鼻いんこう科」、「リハビリテーション科」、「放射線科」(※)、「救急科」、「病理診断科」「臨床検査科」についても、単独の診療科名として広告することが可能である。

また、これらの診療科名と上記②の(a)から(d)までに掲げる事項と組み合わせることによって、診療科名として広告することも可能である。

(※)「産婦人科」については、「産科」又は「婦人科」と代替することが可能。

「放射線科」については、「放射線治療科」又は「放射線診断科」と代替することが可能。

特に、上記②の組み合わせによる診療科名については、患者や住民自身が自分の病状に合った適切な医療機関の選択を行うことを支援するという観点から、虚偽、誇大な表示が規制されるのみでなく、診療内容の性格に応じた最小限必要な事項の表示が義務づけられる。また、診療科名の表記に当たっては、診療内容について客観的評価が可能で分かりやすいものにする必要がある。

以上の点を踏まえ、広告するに当たって通常考えられる診療科名を、以下に例示する。

医科		歯科
内科	外科	泌尿器科
呼吸器内科	呼吸器外科	産婦人科
循環器内科	心臓血管外科	産科
消化器内科	心臓外科	婦人科
心臓内科	消化器外科	眼科
血液内科	乳腺外科	耳鼻いんこう科
気管食道内科	小児外科	リハビリテーション科

新

胃腸内科	気管食道外科	ン科
腫瘍内科	肛門外科	放射線科
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科
内分泌内科	形成外科	病理診断科
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科
腎臓内科	腫瘍外科	救急科
神経内科	移植外科	児童精神科
心療内科	頭頸部外科	老年精神科
感染症内科	胸部外科	小児眼科
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこう
老年内科	肝臓外科	科
女性内科	脾臓外科	小児皮膚科
新生児内科	胆のう外科	気管食道・耳鼻いんこう科
性感染症内科	食道外科	腫瘍放射線科
内視鏡内科	胃腸外科	男性泌尿器科
人工透析内科	大腸外科	神経泌尿器科
疼痛緩和内科	内視鏡外科	新生児内科
ペインクリニック	ペインクリニック	小児泌尿器科
ク内科	ク外科	小児科（新生児）
アレルギー疾患	外科（内視鏡）	泌尿器科（不妊治療）
内科	外科（がん）	泌尿器科（人工透析）
内科（ペインクリニック）	精神科	産婦人科（生殖医療）
リニック）	アレルギー科	小児科
内科（循環器）	リウマチ科	美容皮膚科
内科（薬物療法）	皮膚科	など
内科（骨髄移植）		

また、複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名を以下に例示する。

【例：医科】

「血液・腫瘍内科」、「糖尿病・代謝内科」、「小児腫瘍外科」、「老年心療内科」、「老年・呼吸器内科」、「女性乳腺外科」、「移植・内視鏡外科」、「消化器・移植外科」、「ペインクリニック・整形外科」、「脳・血管外科」、「頭頸部・耳鼻いんこう科」、「肝臓・胆のう・脾臓外科」、「大腸・肛門外科」、「消化器内科（内視鏡）」、「腎臓内科（人工透析）」、「腫瘍内科（疼痛緩和）」、「腎臓外科（臓器移植）」、「美容皮膚科（漢方）」など

旧

胃腸内科	気管食道外科	ン科
腫瘍内科	肛門外科	放射線科
糖尿病内科	整形外科	放射線診断科
代謝内科	脳神経外科	放射線治療科
内分泌内科	形成外科	病理診断科
脂質代謝内科	美容外科	臨床検査科
腎臓内科	腫瘍外科	救急科
神経内科	移植外科	児童精神科
心療内科	頭頸部外科	老年精神科
感染症内科	胸部外科	小児眼科
漢方内科	腹部外科	小児耳鼻いんこう
老年内科	肝臓外科	科
女性内科	脾臓外科	小児皮膚科
新生児内科	胆のう外科	気管食道・耳鼻いんこう科
性感染症内科	食道外科	腫瘍放射線科
内視鏡内科	胃外科	男性泌尿器科
人工透析内科	大腸外科	神経泌尿器科
疼痛緩和内科	内視鏡外科	新生児内科
ペインクリニック	ペインクリニック	小児泌尿器科
ク内科	ク外科	小児科（新生児）
アレルギー疾患	外科（内視鏡）	泌尿器科（不妊治療）
内科	外科（がん）	泌尿器科（人工透析）
内科（ペインクリニック）	精神科	産婦人科（生殖医療）
リニック）	アレルギー科	小児科
内科（循環器）	リウマチ科	美容皮膚科
内科（薬物療法）	皮膚科	など
内科（骨髄移植）		

また、複数の事項を組み合わせた通常考えられる診療科名を以下に例示する。

【例：医科】

「血液・腫瘍内科」、「糖尿病・代謝内科」、「小児腫瘍外科」、「老年心療内科」、「老年・呼吸器内科」、「女性乳腺外科」、「移植・内視鏡外科」、「消化器・移植外科」、「ペインクリニック整形外科」、「脳・血管外科」、「頭頸部・耳鼻いんこう科」、「肝臓・胆のう・脾臓外科」、「大腸・肛門外科」、「消化器内科（内視鏡）」、「腎臓内科（人工透析）」、「腫瘍内科（疼痛緩和）」、「腎臓外科（臓器移植）」、「美容皮膚科（漢方）」など

新

【例：歯科】

「小児矯正歯科」など

なお、組み合わせに当たり、(a)から(d)までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能である。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることについては、不適切な意味となるおそれがあることから、認められない。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要がある。

(ii)～(v) (略)

(3)～(5) (略)

(6) 法第6条の5第1項第6号関係

「入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項」については、病院又は診療所の構造設備・人員配置に関する事項を示すことができるものであること。

ここでは、病床の種別、病棟又は診療科（広告が可能な診療科名に限る。）等ごとの病床数、人数や配置状況についても広告できるものである。また、医療従事者以外の従業員の人数や配置状況についても示すことができるものであること。

以下に掲げるものは、例示であり、この他にも病院又は診療所の構造設備・人員配置に関する事項については、広告可能であることに留意すること。

ア 病院又は診療所における施設、設備に関する事項

①施設の概要

敷地面積、建築面積、床面積（述べ床、病棟別、階層別等）、階層数（地上○階、地下○階等）、患者や面会者の使用できるエレベーター等の数、設計者・施工者の名称、免震構造や耐震構造である旨、工法、工期、竣工日、病棟配置図、院内案内図その他の病院又は診療所の施設に関することで、客観的な事実として検証可能な事項について、広告が可能であること。

敷地内の写真、建物の外観又は内装を撮影した写真や映像等についても、広告して差し支えないこと。

②～⑦ (略)

イ 病院又は診療所の従業者の人員配置

従業者の人数、患者数に対する配置割合等を広告可能であること。性別や職種別、病床、病棟又は診療科（広告が可能な診療科名に限る。）等ごとの人数や配置状況についても、広告して差し支えないこと。医療従事者以外の従業員の人数や配置状況についても示すことができるものであること。

旧

【例：歯科】

「小児矯正歯科」など

なお、組み合わせに当たり、(a)から(d)までに掲げる事項のうち、異なる区分に属する事項であれば、複数の事項を組み合わせることが可能である。

一方、同じ区分に属する事項同士を複数繋げることについては、不適切な意味となるおそれがあることから、認められない。同じ区分に属する事項を複数組み合わせる場合については、同じ区分に属する事項を繋げることによって一つの名称にならないよう、例えば「老人・小児内科」というように、それぞれの事項を区切る等の工夫をして組み合わせる必要がある。

(ii)～(v) (略)

(3)～(5) (略)

(6) 法第6条の5第1項第6号関係

「入院設備の有無、第7条第2項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項」については、病院又は診療所の構造設備・人員配置に関する事項を示すことができるものであること。

ここでは、病床の種別、病棟又は診療科（広告が可能な診療科名に限る。）等ごとの病床数、人数や配置状況についても広告できるものである。また、医療従事者以外の従業員の人数や配置状況についても示すことができるものであること。

以下に掲げるものは、例示であり、この他にも病院又は診療所の構造設備・人員配置に関する事項については、広告可能であることに留意すること。

ア 病院又は診療所における施設、設備に関する事項

①施設の概要

敷地面積、建築面積、床面積（述べ床、病棟別、階層別等）、階層数（地上○階、地下○階等）、患者や面会者の使用できるエレベーター等の数、設計者・施工者の名称、免震構造や耐震構造である旨、工法、工期、竣工日、病棟配置図、院内案内図その他の病院又は診療所の施設に関することで、客観的な事実として検証可能な事項について、広告が可能であること。

敷地内の写真、建物の外観又は内装を撮影した写真や映像等についても、広告して差し支えないこと。

②～⑦ (略)

イ 病院又は診療所の従業者の人員配置

従業者の人数、患者数に対する配置割合等を広告可能であること。性別や職種別、病床、病棟又は診療科（広告が可能な診療科名に限る。）等ごとの人数や配置状況についても、広告して差し支えないこと。医療従事者以外の従業員の人数や配置状況についても示すことができるものであること。

新

ただし、人数や配置割合については、時期によって変動する数値であることから、いつの時点での数値であるのかを歴月単位で併記すること。また、広告された内容（従業員数又は患者数に対する配置割合等）の正否が容易に検証できるようその広告された数値について、インターネット上のホームページや年報等の住民に周知できる方法により公表しておくこと。

さらに、広告したこれら従業員の人数や配置状況について、広告した時点での数値と現在の実態に大きな乖離が認められることがないよう、広告に示す数値は適宜、少なくとも年に1度は更新すること。

なお、従業員の氏名、年齢、性別、役職又は略歴という人物に関する事項は、医療従事者については法第6条の5第1項第7号、その他の従業員については、広告告示第4条第5号に規定されており、広告可能であること。（(7)、(13) 参照）

(7) 法第6条の5第1項第7号関係

「当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」については、当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に関する事項について、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものについてのみ、限定的に広告可能としているものであること。

広告告示により定められている広告可能な事項は、「当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴」（広告告示第1条第1号）及び「次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨」（広告告示第1条第2号）であり、これまで医師又は歯科医師についてのみ認められていた事項をその他の医療従事者についても認めるものであること。

ア 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴

①～② (略)

③当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の役職

「院長」、「副院長」、「外科部長」、「薬剤部長」、「看護師長」又は「主任」等の当該病院又は診療所における役職を意味するものであり、学会や職能団体等における役職については、次の略歴に含まれるものであること。

④ (略)

(8)～(13) (略)

6 (略)

第4～第6 (略)

旧

ただし、人数や配置割合については、時期によって変動する数値であることから、いつの時点での数値であるのかを歴月単位で併記すること。また、広告された内容（従業員数又は患者数に対する配置割合等）の正否が容易に検証できるようその広告された数値について、インターネット上のホームページや年報等の住民に周知できる方法により公表しておくこと。

さらに、広告したこれら従業員の人数や配置状況について、広告した時点での数値と現在の実態に大きな乖離が認められることがないよう、広告に示す数値は適宜、少なくとも年に1度は更新すること。

なお、従業員の氏名、年齢、性別、役職又は略歴という人物に関する事項は、医療従事者については法第6条の5第1項第7号、その他の従事員については、広告告示第4条第5号に規定されており、広告可能であること。（(7)、(13) 参照）

(7) 法第6条の5第1項第7号関係

「当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの」については、当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に関する事項について、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものについてのみ、限定的に広告可能としているものであること。

広告告示により定められている広告可能な事項は、「当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴」（広告告示第1条第1号）及び「次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨」（広告告示第1条第2号）であり、これまで医師又は歯科医師についてのみ認められていた事項をその他の医療従事者についても認めるものであること。

ア 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴

①～② (略)

③当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の役職

「院長」、「副院長」、「外科部長」、「薬剤部長」、「看護師長」又は「主任」等の当該病院又は診療所における役職を意味するものであり、学会や職能団体等における役職については、次の経歴に含まれるものであること。

④ (略)

(8)～(13) (略)

6 (略)

第4～第6 (略)

新

(別添1)

専門性資格認定団体に係る基準該当届

①団体名			
②法人の種別	公益社団法人 一般社団法人 公益財団法人 一般財団法人 NPO法人 その他()		
③代表者名			
④主たる事務所の住所			
⑤当該団体が認定する専門性資格の名称及びその概要	名称: 概要:(簡潔に)		
⑥会員数	人(うち当該従事者	人、会員数に占める割合	%)
⑦問い合わせ先	住所:〒 電話番号: 担当者:		
⑧資格取得要件の概要及びその閲覧方法	概要:(簡潔に) 閲覧方法:		
⑨会員名簿及び専門性資格認定者の名簿の閲覧方法			

平成 年 月 日提出

【備考】

1. この用紙は、日本工業規格A4とすること。
2. 記載内容は、届出の日現在の内容(不可能な場合は直近のもの)によること。
3. ⑥欄については、概要欄に簡潔に記入するとともに、当該専門性資格に係る内容がわかる資料を添付すること。
4. ⑧欄及び⑨欄については、閲覧方法として、ホームページアドレス、掲載している雑誌名等を記載するとともに、⑧欄の資格取得要件の内容がわかる資料及び⑨欄の名簿(写しでも可)を添付すること。
5. 研修制度、資格認定に係る試験制度、資格更新制度の概要資料を添付すること。

(別添2) ~ (別添3) (略)

旧

(別添1)

専門性資格認定団体に係る基準該当届

①団体名			
②法人の種別	社団法人 財団法人 中間法人 NPO法人 その他()		
③代表者名			
④主たる事務所の住所			
⑤当該団体が認定する専門性資格の名称及びその概要	名称: 概要:(簡潔に)		
⑥会員数	人(うち当該従事者	人、会員数に占める割合	%)
⑦問い合わせ先	住所:〒 電話番号: 担当者:		
⑧資格取得要件の概要及びその閲覧方法	概要:(簡潔に) 閲覧方法:		
⑨会員名簿及び専門性資格認定者の名簿の閲覧方法			

平成 年 月 日提出

【備考】

1. この用紙は、日本工業規格A4とすること。
2. 記載内容は、届出の日現在の内容(不可能な場合は直近のもの)によること。
3. ⑥欄については、概要欄に簡潔に記入するとともに、当該専門性資格に係る内容がわかる資料を添付すること。
4. ⑧欄及び⑨欄については、閲覧方法として、ホームページアドレス、掲載している雑誌名等を記載するとともに、⑧欄の資格取得要件の内容がわかる資料及び⑨欄の名簿(写しでも可)を添付すること。
5. 研修制度、資格認定に係る試験制度、資格更新制度の概要資料を添付すること。

(別添2) ~ (別添3) (略)